

令和7年度 訪問看護ステーションへの教育機器・機材等貸出要領

1. 目的

滋賀県内の訪問看護ステーションへ教育機器・機材等を貸し出し演習の機会を得ることで、訪問看護ステーションで勤務する看護職等の知識習得の促進と実践的な技術力の向上をはかる。

2. 貸出規定

「滋賀県看護協会教育機器・機材等貸出規定」に準ずる

3. 貸出物品

別添参照

4. 対象機関

滋賀県内の訪問看護ステーション

5. 貸出し期間

原則として2週間以内

6. 費用

無料

但し、破損や紛失があった場合は、修理または代替品の費用負担が生じる場合もある。

7. 利用方法

(1) 「訪問看護ステーションへの教育機器・機材等貸出・借用書」の記入・提出

利用を希望する訪問看護師は原則借用日の1週間前までに申し出ること。

(2) 貸出

貸出の際は、申請者（訪問看護師）と訪問看護支援センター担当者が貸し出し物品を「教育機器・機材等リスト」に沿って目視したうえで手渡す。

(3) 返却

返却時にも貸出時と同様に返却者と訪問看護支援センター担当者がリストにそって確認の上、返却する。

(4) 破損・紛失

備品に不具合があった場合、紛失した場合、破損させた場合は速やかに訪問看護支援センターに申し出る。

8. 注意事項

機器を使用する前には、必ず取扱説明書を熟読すること。

機器を取り扱う場合は、落下や大きなショックをあたえたりしないように丁寧に取り扱うこと。

問い合わせ先

公益社団法人滋賀県看護協会 訪問看護支援センター

〒525-0032 草津市大路二丁目11番51号

TEL：077-564-6708 / FAX：077-562-8998

E-mail：svn-shien@shiga-kango.jp 担当：一浦